

大和高田市立病院の近鉄大和高田駅・ＪＲ高田駅周辺地区への移転整備 における県有財産の活用に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び大和高田市（以下「乙」という。）は、大和高田市立病院（以下「市立病院」という。）の「奈良県と大和高田市とのまちづくりに関する包括協定書」（以下「包括協定書」という。）第３条第２号に定める近鉄大和高田駅・ＪＲ高田駅周辺地区（以下「当該地区」という。）への移転整備における県有財産の活用の検討に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、包括協定書を踏まえ、乙が検討している市立病院の当該地区への移転整備において、県有財産を活用することについて、甲及び乙が連携・協力して検討することを目的とする。

（地区の位置及び区域）

第２条 この協定の対象とする当該地区の位置及び区域は、別紙のとおりとする。ただし、別紙に掲げる当該地区の区域にあっては、必要に応じ、包括協定書第２条の規定により甲及び乙が策定するまちづくり基本構想（以下「まちづくり基本構想」という。）により、変更することができるものとする。

２ 前項ただし書の規定による変更をした場合にあっては、当該変更した区域をもってこの協定の別紙に掲げる区域を変更したものとみなす。

（対象県有財産）

第３条 この協定の対象とする県有財産は、奈良県産業会館（以下「産業会館」という。）とする。

（取組事項）

第４条 甲及び乙は、第１条の目的を達するため、相互に協力し、次の各号の事項について、取り組むものとする。

- （１）産業会館を活用した市立病院の移転整備に関する調査及び検討
- （２）産業会館の機能移転等に関する調査及び検討
- （３）前各号を踏まえた当該地区のまちづくり基本構想の検討及び策定
- （４）その他、甲乙連携・協力による検討が必要と認められること

２ 前項各号の取組を円滑に進めるため、甲及び乙は、情報共有に努め、定期的に協議を行うものとする。

(役割分担)

第5条 甲及び乙の役割分担に係る基本的な考え方は次のとおりとする。

- 甲 産業会館の乙への譲渡及び産業会館の機能移転等に関する調査・検討
当該地区のまちづくりに資する乙の取組への支援
- 乙 市立病院の移転整備に関する調査・検討
市立病院の移転整備に関する地元合意形成
産業会館の機能移転等に関する甲の調査・検討への協力
当該地区のまちづくり基本構想のとりまとめ

(協定の変更)

第6条 甲及び乙は、そのいずれかから、協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、協働による取組に当たって知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならない。

(その他)

第8条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本通2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する

令和5年1月25日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県知事 荒井 正吾

乙 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市市長 堀内 大造